

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～
一部答申(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和2年7月23日(木)～同年8月26日(水)
案件番号:145209566

意見提出者一覧
意見提出者 9件(法人:9件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	株式会社STNet
4	株式会社NTTドコモ
5	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
6	KDDI株式会社
7	株式会社オプテージ
8	ソフトバンク株式会社
9	楽天モバイル株式会社

・全般

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音声サービスは、単独での競争が成り立たないものであり、原則非規制とすることが望ましい。 ● 少なくとも、IP-IP接続の開始に伴い対称・対等な二者間の直接接続に移行していくことを踏まえれば、非対称規制を撤廃する等、規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべき。 	<p>考え方 1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォン・タブレットの普及が進んだ結果、データ通信を用いたサービス（アプリ通話、SNS等）によるコミュニケーションが主流となり、固定電話など従来の音声サービスの効用は相対的に低下しているところでは。 ○ また、音声サービスが、IP化による設備コストの低下とデータ通信との設備共用により、距離に依存しないコスト構造へ移行したことで、マイライン等の中継サービスによる料金競争の余地はなくなり、一部の事業者は市場から撤退するに至っています。直収電話市場でも、音声サービスはデータ通信にバンドルされるオプションの一つの位置づけに後退しており、音声サービス単独での競争は既に成立しなくなっています。 ○ こうした市場環境、競争環境の変化の中、通信会社各社は経営資源を音声サービス以外の成長分野へ集中させており、既に音声サービスは衰退期を迎えています。しかしながら、まだ相応にご利用があることに鑑みれば、今後、サービス維持のためにマイグレーション等の投資が必要であり、音声サービスの提供における課題は維持のための効率化にシフトしています。 ○ 以上の通り、音声サービスは、単独での競争が成り立たないものであり、原則非規制とすることが望ましいと考えます。少なくとも、IP-IP接続の開始に伴い対称・対等な二者間の直接接続に移行していくことを踏まえれば、競争促進を目的とする音声サービスを対象とした非対称規制を撤廃する等、規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールやSNSといった音声以外の通信手段への代替や、無料通話アプリ等への代替が進んでいることもあり、現在、固定電話及び携帯電話の音声通信トラフィックは減少傾向にあります。 ○ しかし、固定電話及び携帯電話による電話サービスは、緊急通報や災害時優先通信が利用可能であり、幅広い年齢層で多数の契約数を有する基本的な通信手段として、経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしています。また、加入電話等の固定電話サービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとして、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）に位置づけられています。 ○ これらの電話サービスが今後も安定的に提供され、ユーザ利便の維持・向上が図られていくためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされる必要があります。 ○ こうした観点から、音声通信に係る規制は、御指摘のような環境変化を踏まえつつ、適時適切に見直していくことが求められますが、その必要性が否定されるものではないと考えます。 ○ なお、一部答申（案）では、着信接続料を設 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>定する全ての事業者を対象に、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と整理しているところ、具体的な算定方式等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでの接続ルールの効果の検証や課題の整理、導入した場合の影響等について十分な検討がなされておらず、そのような状況の中で着信接続料規制について検討を進めるという結論は時期尚早と考える。 ● IP網への移行後の接続構成について、発事業者と着事業者の関係に特に変化はない。また、移動体事業者間では既に直接接続を行っている。 ● 一種指定設備の規制根拠となるボトルネック性は、IP網への移行後も変化がないため、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の接続料は、引き続き一定の規律が必要。 ● 電波の有限希少性という二種指定設備の根拠は、IP網への移行後も変化はないため、接続料だけ従来と別の規制を適用すべきとは必ずしも言えない。 	<p>考え方 2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで累次にわたり整備されてきた接続ルールにより、接続料の公平性・透明性、接続の迅速性や接続料の低廉化などが実現されてきたと理解しています。 ○ 一部答申（案）において、着信接続料規制について検討を進めることが適当とされていますが、着信接続料規制はIP網への移行後の音声接続料に関して大きな制度変更を伴うものであり、競争環境や全事業者の事業に影響を与える可能性があります。しかしながら、現行制度を見直すほどの環境変化が生じているのかどうかも含め、これまでの接続ルールの効果の検証や課題の整理、導入した場合の影響等について十分な検討がなされていないと考えます。そのような状況の中で着信接続料規制について検討を進めるという結論は時期尚早と考えます。 ○ IP網への移行後の接続構成について、固定～移動体間及び固定～固定間ではIP網への移行により中継事業者が概ねなくなるという変化はあるものの、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の検討では、一種指定制度・二種指定制度をはじめとする現行の接続制度の下においても、音声通信市場において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声接続料が下げ止まり傾向にあり、ユーザ料金の低廉化を妨げる一つの要因となっている ・ 双方向接続の下で、接続料の設定において事業者間の公平性が確保できていない といった課題が提起され、議論を進めてまいりました。 ○ 一部答申（案）では、こうした課題に対応するため、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めること 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>発事業者と着事業者の関係には特に変化はないと考えます。移動体事業者間では既に直接接続を行っており、IP網への移行によりこれまでの接続構成が変わるわけではありません。</p> <p>○ また、NTT東・西は現行制度において、固定通信市場におけるボトルネック性を根拠として非対称規制の対象となっていますが、IP網への移行によってもその性質は何ら変わらないものと考えます。したがって、NTT東・西の接続料については、引き続き一定の規律が必要と考えます。</p> <p>○ 他方、第二種指定電気設備については第一種指定電気通信設備とは規制根拠が異なり、接続料についても第一種指定電気通信設備とは別の算定方式を採用しています。IP網への移行によっても電波の有限希少性が変化するわけではないため、接続料だけ従来とは別の規制を適用すべきとは必ずしも言えないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>が適当と整理しています。</p> <p>○ なお、一部答申後に着信接続料規制の制度設計に係る検討を進めるに当たっては、御指摘の規制導入による事業者への影響等についても議論を深めていくことが適当と考えます。</p>	

・第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）

意見	考え方	修正の有無
5.1. IP接続に必要なとなる設備の接続機能等 (1) IP接続に必要なとなる設備		
意見3 ● 指定すべき設備について、一部答申（案）の内容に賛同。	考え方3	
○ 「ゲートウェルータ（IP音声用）」、「セッションボーダコントローラ（SBC）」、「ENUMサーバ」、「DNSサーバ」以外に追加で指定すべき設備はないと考えるため、一部答申案の内容に賛同します。 【KDDI株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見4 ● 中間配線架を非指定設備とする一部答申（案）の考え方に賛同。 ● 中間配線架は、当社との接続のみならず、他事業者間の接続にも利用されること、当社との接続において不可避免的に利用される設備ではないことを踏まえ、利用条件等を指定約款ではなく、非指定約款に規定する考え。 ● POIビル内において中間配線架と接続して利用される共用L2スイッチについては、要望事業者の意見を踏まえ、卸役務として提供していく方向で整理を進める考え。	考え方4	
○ 中間配線架を非指定設備とする答申案の考え方に賛同します。 ○ 中間配線架は、当社との接続のみならず、他事業者間の接続にも利用されること、当社との接続において不可避免的に利用される設備ではないことを踏まえれば、当社の指定電気通信設備との接続条件等を定める指定約款に規定するものではないと考えます。そのため、適正性・公平性・透明性の確保に向け、当社としては、中間配線架の利用条件等を非指定約款に規定する考えです。 ○ なお、POIビル内において中間配線架と接続して利用される共用L2スイッチについては、要望事業者の意見を踏まえ、卸役務として提供していく方向で整理を進める考えであり、適正性・公平性・透明性については、共用L2スイッチの利用事業者（コンソーシアム形成事業者）への情報開示等により確保する考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 中間配線架を非指定設備とすることについて、賛同の御意見として承ります。 ○ 非指定設備であっても、指定設備との接続を円滑に行うための条件等については、現在でも指定約款に記載されているところであり、かつ、全ての接続事業者が中間配線架を利用する方向で検討が行われていることも踏まえると、ひかり電話とのIP接続に当たって接続事業者が中間配線架を利用する条件等については、適正性・公平性・透明性の確保するため、指定約款に記載することが適当であると考えます。 ○ 共用L2スイッチについては、総務省において、事業者間の協議を注視するとともに、NTT東日本・西日本から必要に応じて報告を求め	無

意見	考え方	修正の有無
	<p>る等により、適正性・公平性・透明性の観点から課題が生じていないか確認していくことが適当であると考えます。</p>	
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中間配線架の利用に当たって負担すべき金額や手続き等を接続約款に記載すべきとした今回の一部答申（案）の内容に賛同。 	<p>考え方5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間配線架（パッチパネル）は、NTT東・西を含むすべての事業者が共用して利用し、第一種指定電気通信設備及び他事業者間の接続に必要な設備であることから、中間配線架（パッチパネル）の利用に当たって負担すべき金額や手続き等を接続約款に記載すべきとした今回の一部答申案の内容に賛同します。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p style="text-align: center;">無</p>
（2）接続機能の設定単位		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備単位で接続機能の設定とすることが適当と考えることから、今回の一部答申（案）の内容に賛同。 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IP網への移行で新たに設置される設備は、第一種指定電気通信設備制度に基づき、設備単位での接続機能の設定とすることが適当と考えることから、今回の一部答申案の内容に賛同します。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p style="text-align: center;">無</p>
（3）NGNの県間通信用設備の制度的位置づけ		
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県間接続料については、水準等の条件を自主的に公表することで、他事業者において自社の県間設備との比較等、確認を行うことを可能とし、適正性・公平性・透明性を確保する考えであり、新たな規制は不要。 ● 仮に何らかのルールを作るとしても、一部答申（案）のとおり、他事業者の県間設備の利用に係る公平性を確保するための措置を合わせて講じることが必要。 	<p>考え方7</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声に係る県間設備は、指定設備ではないと整理された認識であり、また、当社と他事業者の双方が設備を互いに準備し、相互に利用しあうものであるため、当社にのみに規制を課す理由はないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県間通信用設備を非指定設備として取り扱う場合であっても、IP接続に当たって第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるとい 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>○ また、当社の県間接続料については、水準等の条件を自主的に公表することで、他事業者において自社の県間設備との比較等、確認を行うことを可能とし、適正性・公平性・透明性を確保する考えであり、新たな規制は不要と考えます。</p> <p>○ 仮に何らかのルールを作るとしても、当社と他事業者が相互にお互いの県間設備を利用しあうことを踏まえれば、答申案の通り、他事業者の県間設備の利用に係る公平性を確保するための措置を合わせて講じていただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>う不可避性に鑑みれば、一部答申（案）のとおり、IP音声県間接続については、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに規定する「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として、位置づけるとともに、接続料に準じた負担や条件等とすることが必要であると考えます。</p> <p>○ 一方、一部答申（案）のとおり、IP接続へのルート切替後については、これまでの片方向接続から双方向接続となり、NTT東日本・西日本にとっても他事業者のIP音声県間通信用設備を不可避的に利用しなければならないことから、第二種指定電気通信設備を設置する事業者等との公平性を図ることが適当であると考えます。</p>	
<p>意見 8</p> <p>● 県間通信用設備の利用が不可避であり、第一種指定設備と同等の規律を課すべきと考えることから、今回的一部答申（案）の内容に賛同。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 接続事業者がNTT東・西との間で県間を跨ぐ音声通信を行う場合、NTT東・西の県間通信用設備の利用が不可避であり、自己設置の設備、他社設備問わず第一種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で必要不可欠な設備であることから、接続料算定にあたっては、第一種指定設備と同等の規律を課すべきと考えることから、今回的一部答申案の内容に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>5. 2. IP網への移行過程における接続料算定 (1) 移行過程の公平な接続料算定方法</p>		
<p>意見 9</p> <p>● 県間通信用設備を含めて「単一の接続料」を設定するという一部答申（案）の考え方に賛同。</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>○ 以下の観点から、移行期にひかり電話との接続において実際に利用される当社のIP網に係る費用は、すべて接続料原価に算入し、切替前後のすべての</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 切替時期によって事業者毎の負担に有利・不</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>需要（トラヒック）で除して算定される「単一の接続料」を設定するという答申案の考え方に賛同します。</p> <p>① IP接続への切替については、全事業者で計画的に進めるために一定期間を要するものであり、切替時期によって事業者毎の負担に有利・不利が生じないようにすべきであること</p> <p>② 移行完了（2025年1月）まで、全事業者がIGS接続を維持し続ける必要があること</p> <p>③ 移行過程で利用しない設備は存在せず、また、移行における設備の増減設は一括で工事を行うことが効率的であること</p> <p>④ 音声の相互接続に必要な設備の費用は接続料として回収することが原則であること</p> <p>○ なお、切替時期によって事業者毎の負担に有利・不利が生じないようにする観点からすれば、IP接続で利用する音声に係る県間設備やIGS接続で利用する中継交換機等、上記の「単一の接続料」の対象となるIP網以外の設備についても、移行期のひかり電話との接続における費用負担が切替えの前後で同等になるように対応していくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ NTT東・西接続料について、県間通信用設備を含めて移行の順序や時期によって事業者ごとに接続点が異なり、コスト負担の公平性に課題が生じるおそれがあることから、経由するPOIがSTM-POIかIP-POIかの違いによる接続料の違いは生じさせるべきではないため、POIの種別によらず同一の接続料とすべきであり、移行のタイミングによって負担の公平性が異なることとならないよう措置を講じる必要があると考えことから、今回の一部答申案の内容に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>利が生じないようにする観点から、ひかり電話との接続に当たって「単一の接続料」と合わせて他事業者が負担するIP音声県間接続に係る料金やIGS接続で利用する中継交換機に係る接続料についても、ルート切替の前であるか後であるかに関わらず、全接続事業者で公平に負担することが必要であると考えます。</p>	
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移行期間である4年間（2021年1月～2024年12月）を適用期間とする将来原価方式により算定することが適切と考える。 ● 後年度の接続料算定において調整（乖離額調整）するのではなく、当該期間の接続事業者との間で、移行期間の利用実績に応じて事後精算を行うこと 	<p>考え方10</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>が適切と考える。</p> <p>○ 「単一の接続料」については、移行期という過渡期の影響を当該期間内に留め、一時的な費用や需要の変動の影響を緩和することで、円滑な移行を実現する観点から、移行期間である4年間（2021年1月～2024年12月）を適用期間とする将来原価方式により算定することが適切と考えます。</p> <p>○ その際、移行期間においては、音声系トラヒックだけでなく、共通的な設備コストの配賦に用いるデータ系トラヒックも含めて、需要等が大きく変動する可能性があり、正確な予測は困難であることから、将来原価方式の算定における接続料原価の予測と実績の差分の解消が必要と考えますが、以下の観点から、後年度の接続料算定において調整（乖離額調整）するのではなく、当該期間の接続事業者との間で、移行期間の利用実績に応じて事後精算を行うことが適切と考えます。</p> <p>① 音声サービスが衰退期を迎えているなか、乖離額調整により、移行期の予測と実績の差分の解消を先送りした場合、事後精算により移行期間内で解消する場合に比べて、音声サービスを継続する事業者へ与える影響が相対的に大きくなること</p> <p>② 本一部答申においても示されているように、IP網への移行後においては現行の料金制度が大きく変わることも想定されるなか、移行後の接続料において乖離額調整を反映することが馴染まなくなる可能性があること 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 「単一の接続料」の算定に当たって、一時的な費用や需要の変動の影響を緩和することで、円滑な移行を実現するという点は重要です。こういった点を踏まえて、今後の制度整備や接続約款の認可プロセスにおいて、適切な接続料の算定方法が具体的に検討されることが適当であると考えます。</p> <p>○ また、一部答申を受けて検討する予定の「IP網への移行後における音声接続料の在り方」についての検討等を踏まえ、現行の接続制度から変更があった場合については、事後精算を含めた必要な対応を検討することが適当であると考えます。</p>	無
<p>意見11</p> <p>● 接続ルート切替前後で単一の接続料を設定することは、接続料負担における公平性を担保に資すると考えるため、賛同。</p> <p>● 公平性をより向上させるために、単一接続料の設定範囲を、県内接続料のみとすること、県間通信用設備の接続料は単一接続料に含めずアンバンドル化することについて、検討することを要望。</p>	考え方11	無
<p>○ 本来は、呼量に合わせ網コストの増減設を行うことで適正な接続料となります。IP網への移行過程においては、STM接続（STM-POI接続だけでなく、切替前事業者がNTT東西のひかり電話との接続に必要な全ての区間における接続の総称）の費用はSTM接続を行う事業者が、IP接続（IP-POI接続だけでなく、切替後事業者がNTT東西のひかり電話との接続に必要な全ての区間に</p>	<p>○ 単一接続料を設定することに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 一方、単一接続料の設定範囲を県内接続料のみとすることや県間通信用設備の接続料は単一接続料に含めずアンバンドル化することを</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>おける接続の総称)の費用はIP接続を行う事業者がそれぞれ適正な額を負担することとなり、利用者が利用した網に対して利用相当を負担するという原則が守られます。つまり、切替前後の同等性が確保されます。</p> <p>○ 一方、「移行完了後に一斉に旧設備を撤去することが妥当」と本報告書にも示されているように、原則、STM接続では網コストが呼量に合わせて減設されないことから、切替時期が遅い(STM接続を継続する)事業者は、本来の算定方法では割高な費用負担になる可能性があります。</p> <p>○ 従って、接続ルート切替前後における負担が不公平とならないよう措置を講じることは、公正競争維持の観点から重要であると考えます。</p> <p>○ また、事業者間の意識合わせの場(以下、事業者間会合)では、移行過程における費用負担方法について本来案(案1)を含む三つの案が示されており、どの案も取り得るものの、いずれの接続でも費用負担が同等となる負担方法として、案2が推奨されているところです。</p> <p>案1：STM接続の費用はSTM接続を行う事業者、IP接続の費用はIP接続を行う事業者がそれぞれ負担(本来案)</p> <p>案2：STM-POI接続に係る費用とIP-POI接続に係る費用を合算して全事業者で負担(単一の接続料を設定)</p> <p>案3：移行過程における接続料は一定額に固定する</p> <p>○ これらの検討過程を踏まえると、事業者会合案2を用いて、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定することは、接続料負担における公平性を担保に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p>○ 但し、県間接続設備について移行前後でその接続形態等が大きく異なることから、単一の接続料設定については、県内接続に限定することが望ましいと考えます。</p> <p>○ この点、県内接続はひかり電話への着信のために、全ての事業者が利用するものであり、尚且つ、接続料の適用区間も切替前後で同一のものであることから、公平性が担保されていると言えます。</p> <p>○ IP網の県間通信用設備に関するコストをIP接続料(県内)とSTM接続料(県内)に含めて単一料金を設定した場合、IP網の県間通信用設備コストの一部がSTM接続料(県内)に配賦されることとなります。(図1参照)</p> <p>○ この点、切替前の全国系中継事業者や地域限定の端末系事業者は、自網も</p>	<p>検討すべきとの御意見については、NTT東日本・西日本のひかり電話とIP接続を行う場合には県内設備の利用に当たり不可避免的に県間通信用設備を利用しなければならず、接続ルート切替前のSTM-POI接続と切替後のIP-POI接続に係るNTT東日本・西日本に支払う接続料負担の公平性を図る観点からは、県間通信用設備を含めた公平性を図ることが適切であると考えます。</p> <p>○ ただし、POIに接続するまでの伝送路費用については、事業者間意識合わせの場において、各社のサービス提供地域とPOIの設置場所が異なることから事業者間の協議により各社の接続料原価に含めることが採りうるとされていること、接続ルート切替前後で公平性を図ることが合意されていることを踏まえ、POIまでの伝送路を提供している中継事業者を含め、事業者間の協議が適切に実施されることが重要であると考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>しくは中継事業者網(県間接続)を利用し各県のSTM-POIまで呼を運んでいるにも関わらず、「IP網の県間通信用設備コストの一部が上乘せされたSTM接続料(県内)」を負担することになるため、留意が必要と考えます。(図1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に完全に接続ルート切替前後の公平性を担保するのであれば、NTT東西接続料の負担だけでなく、切替前事業者の(中継事業者網(県間接続)や自網自己負担を含む)全ての費用負担と切替後事業者の(自網自己負担含む)全ての費用負担とが、同等となる必要があります。 ○ しかしながら、切替前後の全ての費用負担に対して事業者会合案2の適用を試みても、案2の性質上、コストや呼量が複数社に跨る県間接続料に適用することは困難であると考えます。 ○ よって、総務省殿においては、単一の接続料を設定することについて、公平性をより向上させるために、以下の点を検討いただくことを要望いたします。 <ul style="list-style-type: none"> － 単一接続料の設定範囲を、県内接続料のみとする － 県間通信用設備の接続料は単一接続料に含めずアンバンドル化する ○ 尚、この場合、IP網の県間接続料について、切替時期が早い切替後事業者の負担が増えるのではないかという新たな指摘に対しては、本来の接続料算定通り、呼量に合わせて増設を行うことで、問題は発生しないと考えます。また、中継事業者網の県間接続料についても、従来算定方法では、割高感が残る接続料となるため、事業者会合「案3(移行過程における接続料は一定額に固定する)」の適用も視野に入れて検討していただく必要があると考えます。 		

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">意見</p> <p>【凡例】 STM接続： IP接続： </p> <p>全国系中継事業者は自網で、地域限定の端末系事業者は中継事業者網(県間接続)を利用して、各県のSTM-POIまで呼を運んでいるにも関わらず、切替前事業者は、「県間通信用設備コストの一部が上乗せされたSTM県内接続料」を負担することになる。</p> <p>県間通信用設備(IP接続(県間)用)コストをIP接続料(県内)とSTM接続料に塗して、単一料金とすると、県間通信用設備コストの一部がSTM接続料に配賦されることになる。</p> <p>※GWルーターについて、実際は県間網に在るがその性質を踏まえ県内網に算入して考える。</p> <p style="text-align: center;">(図1)</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p style="text-align: center;">考え方</p>	<p style="text-align: center;">修正の有無</p>
(2) 移行過程の適正な接続料算定方法		
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移行後に撤去する設備について、「非効率な減設を求めていくことは適切ではない」としたうえで、「実際に使っている設備について、一部の原価を接続料に算入することを認めないとするのは、合理的だと考えることはできない」とする一部答申(案)の考え方に賛同。 ● 今後の移行計画・工程の確定により、仮に移行完了前に撤去等を行う設備が発生した場合は、一部答申(案)にあるように、会計上適切な取り扱いをするとともに、当社設備の構築や撤去等に係る計画について、事業者間意識合わせの場等を通じて他事業者へ情報提供していく考え。 	<p>考え方12</p>	
<p>○ 以下の観点から、移行後に撤去する設備について、「非効率な減設を求めていくことは適切ではない」としたうえで、「実際に使っている設備につい</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本は、IP網への移行の</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>て、一部の原価を接続料に算入することを認めないとするのは、合理的だと考えることはできない」とする答申案の考え方に賛同します。</p> <p>① 移行にあたって新設される設備あるいは移行後に撤去される設備については、いずれも接続事業者毎に専有するものではなく、事業者全体で共用することで効率化を図っているものであるため、事業者のIP接続への移行に応じて設備の一部のみを新設・撤去することはできないこと</p> <p>② 一部の設備において、トラヒック等の需要に応じて増減設可能な構成要素（パッケージ等）は存在するが、移行状況等に応じて都度増減設する場合、設計・施工・検証等に係る工程が追加的に発生し、一括で設備を構築・撤去する場合に比べて費用が増大すること</p> <p>③ 20社以上の事業者が相互にIP接続への切替えを行って行く中、切替後にトラブル等が生じた場合のIGS接続への切り戻しや、状況に応じた切替の前倒しなど、不測の事態への対応が生じる可能性があることを考慮すると、都度設備の増減設を行うのは困難であること</p> <p>○ なお、現時点、上記の通り移行完了までの間、IGS接続に係る設備を維持していく考えですが、今後の移行計画・工程の確定により、仮に移行完了前に撤去等を行う設備が発生した場合は、答申案にあるように、会計上適切な取り扱いをするとともに、当社設備の構築や撤去等に係る計画について、事業者間意識合わせの場等を通じて他事業者へ情報提供していく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>状況によっては、不要となる設備が出てくる可能性があるところ、そういった設備について、精査を行い、有姿除却や減損処理等の会計上の対応を適切に行うことにより、適正な接続料を算定すべきであるとともに、設備の撤去や利用にかかる計画について定期的な提供を含め適時適切に他事業者にも伝えていくことが適当であると考えます。</p> <p>○ 総務省においては、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応や接続料算定の適正性等を確認していくことが必要であると考えます。</p>	
<p>意見13</p> <p>● 仮に、一つのIPモデルを適用せず、現行の接続料算定（加入電話：LRIC方式、ひかり電話：将来原価方式）での運用を前提とする場合でも、トラヒックが一定の割合でIP網に移行していくと仮定してそれぞれの設備量を仮定するなど一つの方法としてあり得る。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 「POIの種別によらず同一の接続料」を設定する場合、本来は、PSTNからIP網への移行影響を排除する観点から、加入電話とひかり電話に対して1つのIPモデルを適用する方法が適当と考えます。</p> <p>○ 仮に、1つのIPモデルを適用せず、現行の接続料算定（加入電話：LRIC方式、ひかり電話：将来原価方式）での運用を前提とする場合でも、あくまでモデル算定であり、実際に残存する設備量である必要はないため、トラヒッ</p>	<p>○ 一定の仮定をおいてトラフィックの移行に合わせて原価を減じて算定をするといった算定方法については、NTT東日本・西日本からは、トラブルがあった際の切り戻しのために旧設備を活用し、順次ルート切替が進められるのでIGS接続にかかる設備は減らすことはで</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>クが一定の割合でIP網に移行していくと仮定してそれぞれの設備量を仮定するなども1つの方法としてあり得るのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>きないとの説明があり、他事業者において、これとは異なる理解が示されている状況ではないことから、実際に使っている設備について、一部の原価を接続料に算入することを認めないとするのは、合理的だと考えることはできないと考えます。</p>	
<p>意見14</p> <p>● 「不要となる設備が出てくる可能性があるところ、そういった設備について、有姿除却や減損処理等の会計上の対応を適切に行うことにより、適正な接続料を算定すべきであるとともに、設備の撤去や利用にかかる計画について定期的に他事業者にも伝えていくことが求められる」とする一部答申(案)の内容に賛同。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ IP網移行に伴い、「不要となる設備が出てくる可能性があるところ、そういった設備について、有姿除却や減損処理等の会計上の対応を適切に行うことにより、適正な接続料を算定すべきであるとともに、設備の撤去や利用にかかる計画について定期的に他事業者にも伝えていくことが求められる」とする本一部答申案の内容に賛同します。</p> <p>○ 過去、東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」といいます。）（以下、NTT東日本殿及びNTT西日本殿を合わせて「NTT東西殿」といいます。）のメタル設備において設備を減設又は撤去等をしなくても会計上の対応として減損処理を実施した事例もあり、IP網への移行過程においても利用見込みがない設備について会計上、減損処理や有姿除却を実施するとともに、事業者向けの説明会等の場において当該会計処理の内容、今後の設備の撤去や利用に係る計画について説明されることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

・第3章 IP網への移行後における音声接続料の在り方

意見	考え方	修正の有無
2. 5. 諸外国の動向（音声接続料）		
意見15 ● 日本では既に定額かけ放題プラン等の提供を実施している事業者が存在していること等も踏まえて、着信接続料規制の是非を検討すべき。	考え方15	
○ 網内呼と網外呼の同額提供、定額かけ放題プランの提供それぞれについて、勧告前・後で比較され、着信接続料規制の効果として評価されているものと理解します。 ○ ただし、国単位での比較であるならば、日本は既に網内呼と網外呼の同額提供、定額かけ放題プランの提供を実施している事業者が存在しており、着信接続料規制を入れずとも実現済みです。こうしたことも踏まえて、日本の着信接続料規制の是非を検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 御意見を踏まえ、通話定額制サービス等に係る記載を追記しました。 ○ 一方、御指摘の図表30は、欧州において、着信接続料規制の導入により、通話の定額掛け放題プランの普及といった携帯電話のユーザ料金等に好影響が生じた例として示したものです。 ○ 日本において通話定額制サービス等の提供が行われていることは事実ですが、携帯電話のユーザ料金水準の推移を国際比較すると、日本のユーザ料金水準は依然として高い水準に留まっています。 ○ ユーザ料金の低廉化を進めるためには、市場競争を更に促進する多角的な政策の検討が求められるところ、そうした方策の一つに、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。	有
5. 1. 現状課題①（ユーザ料金の低廉化）		
意見16 ● 携帯電話の通話料金水準について、国内通話定額プラン等の開始により、実質的な負担の低減に努めてきた。 ● ユーザ料金の水準を評価するに当たっては、このような市場の利用実態を踏まえることが必要。 ● 十分かつ公正な分析がなされていない状況において、規制強化を検討することは時期尚早。	考え方16	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 一部答申（案）においては、携帯電話のユーザ料金について、「日本の携帯電話の通話料金水準は3分120円であり、これは10年以上前から変わっていない」とされていますが、当社においては、2008年に家族間通話無料の提供を開始し、また2014年には国内通話を定額とする料金プランの提供を開始する等、お客さまの実質的な負担の低減に努めてきたところです。</p> <p>○ 音声通信市場における現状課題の検討に際して、ユーザ料金の水準を評価するに当たっては、上述のような市場の利用実態を踏まえた評価が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>○ （図表 35）携帯電話の通話料金水準の推移において、通話料水準が10年前と変わらないとされていますが、これは1プランにおける従量料金に対する評価であり、2014年頃から日本のMNO各社は音声定額サービスを導入し、実質的な通話料の水準は低廉化しています。このことから、本一部答申案における評価は携帯電話の通信料金全体に対する評価としては不適切かつ公正性に欠けるため、音声定額サービスの導入等も考慮した記載に修正いただきたいと考えます。</p> <p>○ 上記のとおり、十分かつ公正な分析がなされていない状況において、規制強化を検討することは時期尚早と考えます。（以上、5. 1. 1に対して）</p> <p>○ 日本のMNO各社は2014年頃から音声定額サービスを導入しており、実質的な通話料の水準は低廉化していることから、通話料水準が10年前と変わらないという指摘は当たらないと考えます。（以上、5. 1. 3に対して）</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、通話定額制サービス等に係る記載を追記しました。</p> <p>○ 携帯電話のユーザ料金水準については、考え方15のとおりです。</p>	有
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ○ECD公表データや総務省の電気通信サービスに係る内外価格差調査データは、携帯電話のデータ使用料等を含んでいるため、日本の音声通話料金の水準が高水準だとは必ずしも言えない。 ● 日本の携帯電話においても通話料定額が一般化しており、さらに定額料も多様化してきていることから、従量制料金が10年以上前から変わっていないことを以って低廉化が進んでいないと判断するのは適当ではない。 ● 日本は料金の割に通信品質が高いとの調査結果も出ているところ、料金水 	考え方17	

意見	考え方	修正の有無
<p>準だけを捉えて低廉化すべきと結論付けるのは早計ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ OECD公表データや総務省の電気通信サービスに係る内外価格差調査データは、携帯電話のデータ使用料等を含んでいるため、この金額をもって、日本の音声通話料金の水準が高水準だとは必ずしも言えないと考えます。 ○ また、日本の携帯電話においても通話料定額が一般化しており、さらに定額料も多様化してきていることから（5分定額や定額料の値下げ）、従量制料金が10年以上前から変わっていないことを以って低廉化が進んでいないと判断するのは適当ではないと考えます。 ○ なお、総務省の競争ルールの検証に関するWG（第7回）におけるICT総研のプレゼン資料において、4G接続率や通信速度の面で、日本は各国（独仏英米韓）に比べ料金の割に通信品質が高いと言える旨の調査結果も出ています。単に料金水準だけを捉えて低廉化すべきと結論付けるのは早計ではないかと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえ、通話定額制サービス等に係る記載を追記しました。 ○ 携帯電話のユーザ料金水準については、データ使用料等を含む形で国際比較を行っていますが、通話料金はユーザ料金の主要な構成要素であり、これを含むユーザ料金が高い水準に留まっているため、ユーザ料金の低廉化に向けた取組を検討することは必要と考えます。 ○ また、通信料金の国際比較について、通信品質の違いを加味した上で料金を客観的に比較する方法は、国際的に確立しているとはいえませんが、通信品質の如何を問わずユーザ料金の低廉化に向けた取組は否定されるものではないと考えます。 	有
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部答申（案）の「5. 1. 1. ユーザ料金」について、携帯に特化した内容になっておりバランスを欠く。 ● 図表34は、データ通信を含んだ料金で比較していることから、音声料金の比較データとしては適切ではない。また、データ通信を含めた国際比較であったとしても、単純なタリフの料金比較ではなく品質等の通信の特性も考慮すべき。 	<p>考え方18</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ユーザ料金を分析するに当たっては、固定電話及び携帯電話のいずれも多面的かつ公正な分析が必要です。5. 1. 1. ユーザ料金のパートについて、そもそも携帯に特化した内容になっている点においてバランスを欠く内容であり、また、（図表34）携帯電話ユーザ料金水準の国際比較のデータについては、音声料金についての分析にも関わらずデータ通信を含んだ料金で比較していることから、音声料金の比較データとしては適切ではありません。加えて、データ通信を含めた国際比較であったとしても、単純なタリフの料金比較ではなく品質等の通信の特性も考慮し、例えばICT総研のレポート等（「2020年 スマートフォン料金と通信品質の海外比較に関する調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話のユーザ料金について、例えば図表33に、OECD加盟国35か国における固定電話のユーザ料金水準を比較したデータを示しています。 ○ 携帯電話のユーザ料金水準の国際比較については、考え方17のとおりです。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>https://ictr.co.jp/report/20200716.html) 等も参考に多面的かつ公正に分析すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本と諸外国の接続料の差は算定方法等の違いによるものであり、それを考慮せずに単純に比較して日本の接続料は諸外国に比べ高いと結論づけることは適当ではない。 ● 算定方式等の違いは、各国における音声市場の競争環境の違いや、それを踏まえた規制の考え方が異なることに起因するものであり、諸外国に合わせることで日本の電気通信市場にとって必ずしも適切というわけではない。 ● 音声接続料について諸外国の例を参考にするのであれば、日本においては固定の接続料の引き下げについて議論をすべきではないか。 	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国と比較して日本の接続料は高水準にあると結論づけられておりますが、諸外国と比べ差がある理由としては、答申案記載のとおり算定方式等の違いによるものであると理解しています。しかし、それを考慮せずに接続料水準だけで単純に比較して日本の接続料は諸外国に比べ高い水準にあると結論づけるのは適当ではないと考えます。 ○ また、算定方式等の違いは、各国における音声市場の競争環境の違いや、それを踏まえた規制の考え方が異なることに起因するものであり、諸外国に合わせることで日本の電気通信市場にとって必ずしも適切というわけではないと考えます。 ○ なお、図表31及び32によると固定とモバイルの接続料の料金比率について、欧州では約1:10程度であるのに対して、日本は約1:1となっています。音声接続料について諸外国の例を参考にするのであれば、日本においては固定の接続料の引き下げについて議論をすべきではないかと考えます。 <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図表37に示したとおり、日本の接続料水準は国際比較において高水準にあり、その理由は、御指摘のとおり算定方式等の違いによるものと考えます。 ○ 今般の検討は、接続料の算定方式等を諸外国に合わせることを目的としているものではありませんが、日本よりも接続料の低廉化等が進んでいる諸外国の事例については、検討の参考にすべきと考えます。 ○ 着信接続料規制の制度設計における算定方式等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音声接続料の推移について、ここ数年の傾向のみをもって規制導入の理由とすることは不適切。 ● 音声接続料の国際比較に当たっては、設備投資規模等を考慮した多面的な分析も必要。 	<p>考え方20</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ (図表36) 音声接続料の推移にもあるとおり、携帯電話の音声接続料については累次の規制強化に伴うルール遵守や事業者のコスト削減等の自助努力等により、この10年間で大幅に低廉化している状況をまずは評価すべきであり、ここ数年の傾向のみをもって規制導入の理由付とすることは不適切と考えます。また、国際比較に当たっては、単純なタリフの料金比較ではなく設備投資規模等を考慮した多面的な分析も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、携帯電話の音声接続料は、この10年間でおよそ半分程度の水準に低廉化していますが、ここ数年に限っては、音声トラヒックの減少もあり、下げ止まりの傾向にあります。</p> <p>○ こうした中、日本の電話サービスのユーザ料金は高い水準で留まっており、ユーザ料金の低廉化を進めるためには、市場競争を更に促進する多角的な政策の検討が求められるところ、そうした方策の一つに、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、接続料の国際比較において、設備投資規模等の考慮を否定するものではありませんが、日本の音声接続料が高い水準にある理由は、主に算定方法等の違いによるものと考えます。</p>	無
<p>意見21</p> <p>● 接続料は、ユーザ料金に直接的に影響を与えるものではない。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 携帯電話のユーザ料金は、コストに加えて、お客様のニーズや電話サービス以外（電子メールやSNS、LINE等の無料通話アプリ通話等）の多様なコミュニケーションサービスの動向、市場の競争条件等により決まるものであり、事業者が電話サービスの提供に当たって負担する接続料は、サービス提供におけるコストの一部であるものの、直接的な影響を及ぼすものではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>○ ユーザ料金は、ネットワークに係るコストや営業コスト、他事業者との競争環境などを総合的に勘案したうえで設定されるものであると考えます。</p> <p>○ ユーザ料金と接続料の関係はケースバイケースであり、接続料の低廉化が直接的にユーザ料金引下げにつながるものではないと考えます。</p>	<p>○ 着信接続料は、事業者が電話サービスの提供に当たって負担する他律的なコストであり、ユーザ料金を設定する上での一つの要素と認識しています。</p> <p>○ ユーザ料金の低廉化については、市場競争を更に促進する多角的な政策の検討が求められるところ、そうした方策の一つに、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
【KDDI株式会社】		
<p>意見22</p> <p>● 携帯電話市場は、ネットワーク効率化等のコスト抑制により市場競争力を強化し、自社ユーザの維持、獲得及びサービス品質の向上等を図っている。また、接続料は二種指定制度に基づき算出しているため、適切な範囲でのコスト回収のみが可能。このため、一部答申（案）の「事業者は互いに接続料を引き上げ、ユーザ料金を引き上げるよう誘因される」との指摘は全く当たらない。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 携帯電話市場においては、競争環境下で、日々ネットワークの効率化等によりコストを抑制することで市場競争力を強化し、自社ユーザの維持、獲得及びサービス品質の向上等を図っています。加えて、大前提として、携帯電話接続料については第二種指定電気通信設備制度に基づく算定ルールに則り算出し、適切な範囲でのコスト回収のみが可能な状況です。したがって、接続料収入を増やすことを目的に自網効率化を抑制することはあり得ず、本一部答申案に記載された「事業者は互いに接続料を引き上げ、ユーザ料金を引き上げるよう誘因される」との指摘は全く当たらないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御指摘の記載は、あくまで着信接続料によるユーザ料金への直接的な影響についての理論的な指摘の一つを示したものです。</p>	無
<p>意見23</p> <p>● 音声トラヒックの多寡や音声トラヒックが増加することが好影響であるとする合理性はない。また、音声接続料の低廉化と音声トラヒックの増減には明確な因果関係はない。</p> <p>● 日本の音声トラヒックが減少傾向にある要因は、国民性や文化等様々な要因が考えられることから、欧州の一部の国の事例を用いて比較することは公正性に欠ける。十分かつ公正な分析がなされていない状況において、規制強化を検討するのは時期尚早。</p>	<p>考え方23</p>	
<p>○ （図表39）人口あたり音声トラヒックの国際比較において、そもそも日本の音声トラヒックは過去から諸外国の半分程度であり、音声トラヒックの多寡やトラヒックが増加することが好影響とする合理性はなく、音声接続料の低廉化と音声トラヒックの増減には明確な因果関係はないものと考えます。</p> <p>○ また、日本の携帯電話市場においては2014年頃から音声定額サービスが既に導入されており、サービス面で欧米諸国との差がないもののトラヒックが</p>	<p>○ 御指摘の箇所は、諸外国における着信接続料の低廉化や、市場競争の活性化等による音声トラヒックへの一定の好影響についての事例等を示したものです。着信接続料の低廉化と音声トラヒックの増減との直接的な因果関係を説明したものではありませんが、両者に関連が見</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>減少傾向にあるのは、アプリ通話やSNS等の多種多様な通信手段の普及や、委員会でもご指摘があったような公共の場での音声通話を控える傾向にある国民性や文化等、様々な要因が考えられます。</p> <p>○ したがって、欧州の一部の国の事例を用いて比較することは公正性に欠けるため、十分かつ公正な分析がなされていない状況において、規制強化を検討するには時期尚早と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>られる事例もあることを示しています。</p> <p>○ なお、一部答申（案）では、今後の電話サービスのユーザ料金の低廉化や事業者間の公平性確保といった課題に対応するため、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と整理していますが、これは、欧州の一部の国の事例との比較のみにより整理したものではありません。</p>	
<p>意見24</p> <p>● 一部答申（案）の「安定的なサービス提供の維持も、ユーザ利便の維持・向上のために重要」という趣旨に賛同。</p>	<p>考え方24</p>	
<p>○ 「安定的なサービス提供の維持も、ユーザ利便の維持・向上のために重要」という趣旨に賛同します。この際、音声市場で電話サービス需要（音声通信トラフィック）が減少傾向にあることも考慮し、事業者における接続料の精算、事業者間協議等に係るコストを最小化していくことを通じて、各事業者がユーザ料金低廉化等の利用者利便向上に取り組むことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 「安定的なサービス提供の維持も、ユーザ利便の維持・向上のために重要」という趣旨に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御指摘の事業者間協議に係るコストについては、現に、着信接続料の水準が争点となり事業者間協議が難航するケースが散見されています。</p> <p>○ このような課題に対応するため、一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p>	無
<p>5. 2. 現状課題②（事業者間の公平性の確保）</p>		
<p>意見25</p> <p>● 携帯事業においては、現時点では接続料格差が原因で協議が膠着するような問題は生じておらず、新たな規制は不要。</p> <p>● 固定事業においては、非指定事業者が指定設備事業者と同等にコストベースで算定し協議を行い、合意に達することが難しいケースが考えられる。固定事業の事業者間協議が簡略化可能となり得る規制については、過剰な規制コスト抑制の観点も踏まえつつ検討の余地がある。</p>	<p>考え方25</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 携帯電話の音声接続料に関する事業者間協議においては、二種指定事業者間は各社が接続料規則に基づき算定を行っており、非指定事業者を含めても現時点では接続料格差が原因で協議が膠着するような問題は生じておらず、新たな規制は不要と考えます。</p> <p>○ 一方で、固定事業においては、非指定事業者は指定設備事業者が義務付けられている接続会計を整備していないケースがほとんどであり、指定設備事業者と同等にコストベースで算定し協議を行い、合意に達することが難しいケースが考えられます。</p> <p>○ このような場合、裁定を含めた交渉コストが増大することも想定できることから、固定事業の事業者間協議が簡略化可能となり得る規制については、過剰な規制コスト抑制の観点も踏まえつつ検討の余地があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 非指定事業者は、他事業者との接続において、自網の接続料を事業者間協議により決定することが基本となっているところ、御指摘のとおり、現に、着信接続料の水準が争点となり事業者間協議が難航するケースが散見されています。</p> <p>○ このような課題に対応するため、一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、IP網への移行に伴い、双方向接続が主体となりますが、この場合、自網への着信呼市場において市場支配力を有するという意味で、指定/非指定、一種/二種によらず、全ての事業者が対等な関係となります。したがって、着信接続料の設定については、その条件を揃えることが原則となると考えます。</p>	無
<p>意見26</p> <p>● IP網への移行により接続形態は双方向接続が中心となるが、発信事業者と着信事業者の関係に大きな変化はない。また、着信ボトルネックはこれまでも存在しており、双方向接続への移行が直ちに着信接続料規制を導入する理由にはならない。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ これまで接続料に関する規制は、接続協議における交渉力の不均衡を是正し円滑な接続の確保を実現する観点から、非対称規制として第一種指定電気通信設備制度および第二種指定電気通信制度として規定され、これにより事業者間の接続料等に係る公平性や透明性が担保されてきたと理解しています。また、制度創設以来、事業者毎に、接続料単価、発着トラヒックに差があることやそれらを踏まえての接続料算定の方法や考え方に違いがあることを前提に累次の見直しがなされてきたと理解しています。</p> <p>○ 今回、IP網への移行により接続形態は双方向接続が中心となりますが、これまでとの違いは中継事業者がいる/いないだけで、発信事業者と着信事業者の関係に大きな変化はないと考えます。また、「双方向接続では、自網へ</p>	<p>○ IP網への移行に伴い、双方向接続が主体となること、NTT東日本・西日本のPSTNのハブ機能を利用しなくなるにより接続料の精算形態が変わる等、発信事業者と着信事業者の関係に大きな変化がないとは必ずしも言い切れないと考えます。</p> <p>○ また、現行の接続制度の下においても、現に、着信接続料の水準が争点となり事業者間協議が難航するケースが散見されています。</p> <p>○ このような点を踏まえ、着信接続料を設定す</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>の着信市場において市場支配力を有する」とされていますが、着信ボトルネックの考え方に立つ場合、これまでも着信ボトルネックは存在しており、双方向接続への移行が直ちに着信接続料規制を導入する理由にはならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>る全ての事業者を対象に、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p>	
5. 3. IP網へ移行後の音声接続料の在り方		
<p>意見27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者間協議が調わない可能性があることから、着信ボトルネックにより利用者利便を損なうことのないように、着信接続料について、全事業者を対象とした一定のルールを検討していくことも必要になると考える。 ● その際は、事業者間の公平性確保の観点から、着信接続料の設定に係る条件等について、全ての事業者で揃えていくことが必要。 	<p>考え方27</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトしている状況においては、業界全体で音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要です。 ○ そのうち、事業者を支払う着信接続料については、着信網の独占性（着信ボトルネック）に起因し、事業者に接続料を低廉化させるインセンティブが働かないため、当社も、これまで事業者間協議を行ってきたものの、一部の事業者では接続料の高止まりが続いています。 ○ 今後、IP網への移行により音声サービスの発着事業者間の関係が対称・対等になることを踏まえ、当社は、改めて事業者間協議を実施していく考えです。 ○ そうした中でも、これまでと同様、協議が調わない可能性があることから、少なくとも、着信ボトルネックにより、低廉なユーザ料金の実現等、利用者利便を損なうことのないように、着信接続料について、全事業者を対象とした一定のルールを検討していくことも必要になると考えます。 ○ その際は、答申案の通り、事業者間の公平性確保の観点から、着信接続料の設定に係る条件等について、すべての事業者で揃えていくことが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 着信ボトルネック解消の必要性に関する賛同の御意見として承ります。 ○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における具体的な算定条件等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無
<p>意見28</p>	<p>考え方28</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮に着信接続料規制を導入するという事になれば、事業者間の公平性確保の観点から、固定電話／携帯電話ともに着信接続料規制の検討を行うことが望ましい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に着信接続料規制を導入するという事になれば、客観的にみて、固定・携帯間の接続料精算額も一定程度の割合を占めていることを踏まえると、事業者間の公平性確保の観点から、固定電話／携帯電話ともに、着信接続料規制の検討を行うことが望ましいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部答申（案）に示したとおり、一部答申後は、着信接続料を設定する全ての事業者を対象に、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。 	無
<p>意見29</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 着信接続料規制に係る議論を行うのであれば、利用者のニーズや動向、環境変化が見込まれる市場動向全体を広く俯瞰した分析がまずは必要。 ● 縮小する音声通信市場においては、効率化が反映された接続料の適用により音声通信に係るコストを最小化するとともに、接続料格差の解消や接続料算定・精算等の規制・運用等に係るコストの抑制を図ることが重要。今般の着信接続料規制に係る議論を契機として、事業者間協議を加速することで、その実現を図っていく。 ● まずは事業者間協議の状況を注視し、なお解決に至らない場合に、着信接続料規制の検討を進めることとして欲しい。 	<p>考え方29</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者は、現に、音声通信のみならず、電話サービス以外（電子メールやSNS、LINE等の無料通話アプリ通話等）の多様なサービスを利用することでコミュニケーションを図っており、携帯電話における音声通信トラヒックは緩やかな減少傾向を辿っているところです。 ○ こうした中、手段の一つに過ぎない音声通信に閉じた分析を行うだけでは、上述のような多面的な市場を的確に捉えて評価することはできないことから、着信接続料規制に係る議論を行うのであれば、本来、利用者のニーズや動向、環境変化が見込まれる市場動向全体を広く俯瞰した分析がまずは必要であると考えます。 ○ その上で、音声通信市場について申し上げるならば、携帯電話市場においては、現に、二種指定制度に基づくコストベースの音声接続料が設定されているところですが、事業者間の接続料格差が、縮小傾向にあるものの現に生じています。縮小する音声通信市場においては、ネットワーク設備の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声通信市場に関する認識は考え方1のとおりであり、固定電話及び携帯電話による電話サービスが今後も安定的に提供され、ユーザ利便の維持・向上が図られていくためには、音声通信に係る制度についても、適時適切に見直していく必要があると考えます。 ○ その上で、一部答申（案）では、今後の電話サービスのユーザ料金の低廉化や事業者間の公平性確保といった課題に対応するため、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と整理しています。 ○ なお、今般の着信接続料規制に係る検討を契 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>に積極的に取り組み、そうした効率化が反映された接続料を相互に適用することで音声通信に係るコストを最小化するとともに、接続料格差の解消や接続料算定・精算等の規制・運用等に係るコストの抑制を図ることが重要であると考えられ、当社としては、今般の着信接続料規制に係る議論を契機として、事業者間協議を加速することで、その実現を図っていく考えです。</p> <p>○ そのため、総務省においても、一部答申（案）で「事業者間の接続料精算の動向等も踏まえつつ、着信接続料規制の制度設計に係る次の事項等について検討を進めることが適当である」とされた通り、縮小する音声通信市場において新たな規制を直ちに導入するのではなく、まずは事業者間における接続料の低廉化に向けた協議の状況を注視いただき、協議を重ねてもなお解決に至らない場合において、着信接続料規制の検討を進めることとしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>機として、事業者間で自主的に接続料の互いの低廉化に向けた協議を加速することは歓迎すべき取組であり、このような動向等も踏まえつつ、一部答申後の検討を進めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見30</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 着信接続料については、事業者間協議により解決することが適当。 ● ユーザ料金の低廉化は市場の競争により実現することが適当。IP網への移行後も現行制度（一種制度、二種制度）を引き続き適用することで事業者間の公平性を確保することが適当。 	<p>考え方30</p>	
<p>○ 着信接続料については規制ではなく、事業者間協議により解決することが適当であると考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>○ 課題「ユーザ料金の低廉化が進んでいない」について、弊社携帯電話はRakuten Linkによる発信によりユーザ料金の低廉化は実現できていることから、市場の競争により実現することが適当であると考えます。</p> <p>○ 課題「接続料の設定において事業者間の公平性が確保できていない」については、IP網に移行したとしても発着信事業者間の関係性は現在PSTN網と大きな変化はなく、市場支配力についても変化はないと考えられることから、現行制度（一種制度、二種制度）を引き続き適用していくことで事業者間の公平性を確保することが適当であると考えます。</p>	<p>○ 一部答申（案）に示したとおり、ユーザ料金の低廉化を進めるためには、市場競争を更に促進する多角的な政策の検討が求められます。</p> <p>○ また、非指定事業者は、他事業者との接続において、自網の接続料を事業者間協議により決定することが基本となっているところ、現に、着信接続料の水準が争点となり事業者間協議が難航するケースが散見されています。</p> <p>○ これらの課題に対応するため、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【楽天モバイル株式会社】		
6. 一部答申後の検討事項		
<p>意見31</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 着信接続料の扱いについては、事業者間公平性の観点から、全ての事業者で統一すべき。 ● 接続料収入が減少するか否か等でそのルールの是非や経過措置の要否を論じるべきでない。 ● 具体的な算定方法等については、接続料の算定、精算等に係る運用コストの最小化の観点から、特定の方法に限定せずフラットに議論を進めることが適当。 	<p>考え方31</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IP網への移行後に携帯・固定を問わず全ての事業者が対称・対等な双方向接続となることを踏まえれば、着信接続料の扱いについては、事業者毎に別にする理由はなく、事業者間公平性の観点から、全ての事業者で統一すべきと考えます。 ○ その際、IP網移行後に適用される新たなルールの適用により、接続料収入が減少するか否か等でそのルールの是非や経過措置の要否を論じるべきでないと考えます。 ○ また、具体的な算定方法等については、接続料の算定、精算等に係る運用コストの最小化の観点から、特定の方法に限定せずフラットに議論を進めることが適当と考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における算定方式等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無
<p>意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定事業と携帯事業では事業構造や事業者間協議状況等に大きな差異が存在するため、必ずしも統一した算定方式を当てはめる必要はない。 	<p>考え方32</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定事業と携帯事業では事業構造や事業者間協議状況等に大きな差異が存在するため、必ずしも統一した算定方式を当てはめる必要はないと考えます。特に携帯事業においては、ネットワークコストの大宗を基地局設備が占める上、10年弱周期で大きな技術革新があり、その都度莫大な設備投資が必要となる傾向が存在します。現状においても5Gの基盤整備のための投資が急務の状況であることから、コストの適切な回収が困難となるような規制を採用すべきではないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における算定方式等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
【ソフトバンク株式会社】		
<p>意見33</p> <p>● 固定電話事業者と携帯電話事業者、また事業者毎のネットワークコスト等の相違について考慮すべき。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ 仮に算定方式を統一するとした場合でも、固定系事業者と移動体事業者ではネットワーク構成が大きく異なることから、固定・移動は区別すべきであり、十分な議論を尽くしたうえで方向性を決めるべきと考えます。</p> <p>○ 仮に適正原価の範囲や算定条件を統一するとした場合でも、固定系事業者と移動体事業者の違いや事業者毎にネットワークコストが異なる点を反映できるような考慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 前述したとおり、携帯電話事業においてはネットワークコストの大宗を基地局設備が占めていますが、これらは各種事情（規模、周波数、ネットワークや品質ポリシー及び基地局サイト数等）により各社毎に相違が生じることから、仮に何らかの共通モデルを検討する場合であっても各社固有のコストが適切に反映されることが最低限必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における事業者間で考慮すべき事項の有無等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。</p>	無
【ソフトバンク株式会社】		
<p>意見34</p> <p>● pure LRICでは適正なコスト回収が困難になる。</p> <p>● 算定方式について、各事業者への影響を十分把握した上で検討すべき。</p>	<p>考え方34</p>	
<p>○ 各事業者は現在の接続料によって必要なネットワークコストを回収しているため、Pure LRICでは適正なコスト回収が困難になると考えます。</p> <p>○ 発着のトラフィックバランスやサービスの様態が各社異なる中、接続料の考え方が変われば、当然、各事業者の接続料の支払いや受取り額にも影響が生じます。算定方式について、単に低廉化が図れることだけをもって判断するのではなく、各事業者の影響を十分把握した上で検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ pureLRICにおける「接続のために追加的に必要となる設備コスト」を切り出すという考え方については、下記の理由等からも接続料算定においては適</p>	<p>○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における算定方式や適性原価の範囲等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>用し難いものと考えます。</p> <p>①他事業者との接続は、電気通信事業者の事業・サービス上の重要な要素であり、当該接続が存在せず、自網通話だけでは商品として成り立たないという性質が存在すること（事業規模やサービス特性等による事業者毎の相違はあるものの、電話サービスにおける相互接続通話の占める割合は一般的に相応に高いこと）</p> <p>②電気通信事業法上の接続義務という極めて強い規律の存在から、今後も引き続き、他事業者との接続を前提とした設備構築が必須となるが、pureLRICの考え方を採用した場合、固定費を回収できない接続料単価で接続を義務付けることになること</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見35</p> <p>● IP網への移行後の制度を着信接続料規制に限るという結論に至るには時期尚早。これまでの接続ルールの効果の検証や課題の整理を行い、導入した場合の影響を検討した上で、その導入の適否を判断することが必要。</p> <p>● 仮に新たな算定方法へ移行することとなった場合、事業者への影響は大きいいため、経過措置は必須。</p>	<p>考え方35</p>	
<p>○ これまで述べてきたとおり、IP網への移行後の制度を着信接続料規制に限るという結論に至るには時期尚早であり、これまでの接続ルールの効果の検証や課題の整理を行い、導入した場合の影響を検討したうえで、その導入の適否を判断することが必要と考えます。</p> <p>○ 経過措置についてもその際に併せて検討すべきと考えますが、仮に新たな算定方法へ移行することとなった場合、事業者への影響は大きいため、経過措置は必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 一部答申（案）において着信接続料規制について検討を進めることが適当という整理に至った経緯については考え方2のとおりです。</p> <p>○ 一部答申後に着信接続料規制の制度設計を検討するに当たっては、御指摘も踏まえつつ、経過措置等の要否を含め検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見36</p> <p>● 携帯事業において、何らかの制度変更が行われる場合においても相応の経過措置の設定が最低限必要。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ 本一部答申案p34に記載のとおり、音声通信市場における接続料については、①固定発・固定着、②携帯発・固定着、③固定発・携帯着、④携帯発・携帯着の組み合わせがありますが、その中で④携帯発・携帯着のトラヒック</p>	<p>○ 経過措置等の要否については考え方35のとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>及び取引額が大きいことが示されています。携帯事業においては既に5G等への投資を開始しており今後も継続して大規模な設備投資が見込まれることや、個別のネットワーク特性等により接続料収支が事業者毎に大きく異なること等から、何らかの制度変更が行われる場合においても相応の経過措置の設定が最低限必要です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見37</p> <p>● 一部答申後、ユーザ料金低廉化等の利用者利便向上に向けて、双方向接続以外における音声接続料の扱いについて検討を進めることに賛同。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 一部答申後、ユーザ料金低廉化等の利用者利便向上に向け双方向接続以外における音声接続料の扱いについて、検討を進めることに賛同します。</p> <p>○ 中継事業者を介した接続により実現するサービスとして、「00XY番号を用いた付加サービス」及び「0AB0番号を用いた付加サービス」が挙げられますが、これらは中継事業者の創意工夫により高付加価値化や利用者利便の向上に努めてきたものであり、縮退する音声市場においても引き続き一定の需要が見込まれると考えられ、当社としてはIP網移行に際し、例えば距離に依存しないIP網の特性を活かした料金体系の実現や、新たな機能等の組み合わせによる更なる付加価値および利用者利便の向上に向けた取り組みを継続して行っていく予定です。</p> <p>○ 一方で、中継事業者を介した「00XY番号を用いた付加サービス」及び「0AB0番号を用いた付加サービス」は、“いずれも中継事業者が料金設定権を有し、発信側事業者及び着信側事業者へそれぞれ接続料を支払う精算形態（35頁）”であり、着信側事業者への支払いのみの双方向接続の場合よりも接続料の影響を大きく受けることとなるため、利用者利便向上の観点からも接続料の低廉化の取り組みがより一層重要になると考えられます。</p> <p>○ 縮退する音声市場において、利用者利便の向上を実現するには、中継事業者を介した接続においてもこれらの課題解決が必要であり、中継事業者を介した付加サービス接続におけるIP網移行後の接続料の在り方について、当社としても従来の考え方に捉われることなく、幅広く他事業者の皆様と協議、議論を行って参りたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 双方向接続以外における音声接続料の取扱いについて検討を進めることに賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ IP網移行に伴い事業者間の接続形態は双方向接続が主体となるものの、0AB0や00XY（国際呼を含む。）といった一部の中継事業も一定の需要が見込まれると認識しています。</p> <p>○ 一部答申（案）に示したとおり、このような中継事業に関連する事項として、双方向接続以外における音声接続料の取扱いや着信接続料の低廉化に伴う発信接続料への影響等について、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見38</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中継型サービスの維持と発信／着信接続料を設定する事業者のコスト回収のバランスを考慮した検討が必要。 ● 現状、音声・データの配賦については法令に基づき適切に行われており、移行前後で変更する事由はない。 	<p>考え方38</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に、0120などの中継事業者を介した接続における発信／着信接続料を非規制とした場合、中継サービスの接続料が大幅に上昇するおそれがあります。その場合、0AB0や00XY型サービスに係るユーザ料金の値上げやサービス維持困難による事業からの撤退が想定されます。 ○ 一方で、仮に着信接続料規制により接続料原価の範囲が狭まった場合、各事業者はそのコストをどこへ転嫁すべきか、という問題が生じ、双方向接続による着信接続料以外の接続料（中継事業者を介した接続）が候補になり得ます。 ○ このように、中継型サービスの維持と発信／着信接続料を設定する事業者のコスト回収のバランスを考慮した検討が必要と考えます。 ○ なお、現状、音声・データの配賦については法令に基づき適切に行われており、移行前後で変更する事由はないと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中継事業に関しては考え方37のとおりです。 ○ また、音声系・データ系へのコスト配賦への影響については、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無
<p>意見39</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制方式（例上限料金規制）や手続（例届出、認可）等については、固定・携帯それぞれ算定方式等が固まってから議論すべき。 ● 各事業者コストの違いや影響を十分考慮することが重要。 ● NTT東日本・西日本については、引き続き認可制を維持すべき。 	<p>考え方39</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定・携帯それぞれ算定方式等が固まってから議論すべきものと考えます。 ○ また、これまで述べてきたとおり、各事業者コストの違いや影響を十分考慮することが重要と考えます。 ○ なお、NTT東・西については、固定市場におけるボトルネック性は今後も変化がないと予想されることから、引き続き認可制を維持すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部答申（案）に示したとおり、着信接続料規制の制度設計における規制方式や手続等については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見40</p> <p>● 新たな接続料規制によるサービス品質への影響や競争上の歪みにも注意する必要がある。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ 現時点で具体的な接続料金の水準が見通せないため具体的に述べることはできませんが、例えば適切なコストの回収ができないような規制が課されることにより無理なコスト削減を強いられたり、その結果、サービス品質へ影響を与えることにならないよう配慮すべきと考えます。また、新たな接続料金規制により、圧倒的な市場シェアを有し規模の経済が働く事業者が有利になる等の競争上の歪みが生じることがないよう、十分に注意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 一部答申後に着信接続料規制の制度設計を検討するに当たっては、御指摘も踏まえつつ、サービス品質への影響や市場競争への影響も考慮して検討することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・第4章 今後の進め方

意見	考え方	修正の有無
<p>2. 最終答申に向けて検討を行う事項 (1) IP網への移行後における音声接続料の在り方</p>		
<p>意見41 ● 着信接続料規制を導入する場合には、まずはその前提条件として、全ての事業者を制度の対象とすることを堅持すべき。</p>	<p>考え方41</p>	
<p>○ 本一部答申(案)においては、全ての事業者を対象として着信接続料規制の導入を検討していますが、今後の検討において、仮に一部の事業者が規制対象から外れた場合、全ての事業者が対等な関係にある双方向接続においても事業者間の公平性を欠いた新たなボトルネックが生まれることになります。</p> <p>○ 着信接続料規制を導入する場合には、まずはその前提条件として、全ての事業者を制度の対象とすることを堅持していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>○ 着信接続料規制の検討対象については考え方28のとおりです。</p>	無
<p>(2) IP網への移行過程における音声接続料の在り方(加入電話)</p>		
<p>意見42 ● 現行のLRIC方式は早急に廃止することが適当。 ● 次期適用期間において、仮に非対称規制の範囲・内容を大きく変えないとしても、着信ボトルネックの観点や、移行期における固定電話のアクセス回線の実態、公衆電話および緊急通報の確保の必要性なども踏まえ、これまで長期増分費用モデル研究会で議論されてきた事項について、引き続き検討していくことが必要。 ● 設備構成の変更にあたって必要となる移行期間及び移行コストの扱いや、IP網への移行に係る工程の実態との整合等、長期増分費用モデル研究会の議論ではプライシングで議論すべきとされた事項についても、改めて検討することが必要。</p>	<p>考え方42</p>	
<p>○ 音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトしている状況においても、当社としては引き続き責任を持って固定電話の維持を行っていく考えですが、LRIC方式の継続により、適正な</p>	<p>○ IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方については、一部答申後に検討を進めてまいります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>費用回収が図られない状態が続けば、通信保守等の品質低下など、利用者にご迷惑をおかけする事態を招くことから、現行のLRIC方式は早急に廃止することが適当と考えます。</p> <p>○ 次期適用期間が移行後の制度変更に向けた過渡期であることに鑑み、仮に非対称規制の範囲・内容を大きく変えないとしても、この一部答申案において整理された着信ボトルネックの観点や、移行期においては固定電話のアクセス回線をメタルから光へ移行することはなく、引き続きメタル回線により提供されるという実態や国民生活に不可欠な公衆電話および緊急通報の確保の必要性なども踏まえ、これまで長期増分費用モデル研究会で議論されてきた事項について、引き続き検討していくことが必要と考えます。</p> <p>○ また、設備構成の変更にあたって必要となる移行期間及び移行コストの扱いや、IP網への移行に係る工程の実態との整合等、長期増分費用モデル研究会の議論ではプライシングで議論すべきとされた事項についても、改めて検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 同検討は、本年5月に第9次モデルに関する中間報告書が取りまとめられた長期増分費用モデル研究会におけるこれまでの検討結果も踏まえ、実施いたします。</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見43</p> <p>● 次期モデルではIP-LRICモデルによる算定を実施すべき。</p>	<p>考え方43</p>	
<p>○ 長期増分費用方式（LRIC）で算定されているNTT東西殿の加入電話等の接続料金は年々上昇傾向にあり、2020年度のIC接続料金は3分8.71円となっています。一方、NTT東西殿はIP網へ移行後のメタルIP電話のユーザ向け通話料金について、距離によらず全国一律3分8.5円とする方針を公表していますが、IC接続料金は現状で既に3分8.5円を上回っています。現行のLRIC8次モデルが適用される2019～2021年度は、価格圧搾のおそれが生じない限りPSTN-LRICモデルによって算定されますが、LRICモデルの基本的な考えである「現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合のコストを算定する」という理念を踏まえれば、次期モデルではIP-LRICモデルによる算定を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方については考え方42のとおりです。</p>	<p>無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮に接続料制度を変更することとなった場合、適用時期はマイグレーション完了時期が一つの目安になる。 ● しかし、制度の詳細な設計、各事業者への影響の度合い等によっては、必ずしもマイグレーション完了時期に拘る必要はなく、また、固定系と移動体の違いを考慮すると、必ずしも適用時期を合わせる必要はない。 ● 制度変更の時期もマイグレーションの工程に応じて柔軟に対応できるよう考慮すべき。 	<p>考え方44</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に今後の検討により接続料制度を変更することとなった場合、本議論のきっかけがPSTNマイグレーションであることから、適用時期はマイグレーション完了時期が1つの目安になると考えます。 ○ しかし、制度の詳細な設計、各事業者への影響の度合い等によっては必ずしもマイグレーション完了時期に拘る必要はなく、それ以降でも支障はないと考えます。また、移動体については上述のとおりPSTNからIP網への移行によりこれまでの環境が変わるわけではありません。その他固定・移動の違いも考慮すると、必ずしも固定系と移動体の適用時期を合わせる必要はなく、十分な議論を行うべきと考えます。 ○ 加えて、PSTNマイグレーションは過去に例を見ない音声網の大変革であることから、NTT東・西が事業者ヒアリングで触れていたように不具合等で切り戻しを行う可能性もあります。このような要因でIP網への移行工程の見直しが必要となる場合も考えられることから、制度変更の時期もマイグレーションの工程に応じて柔軟に対応できるよう考慮すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ IP網への移行後の音声接続料の適用開始時期は、御指摘のとおり、IP網への移行完了が一つの目安と考えます。 ○ 一部答申（案）に示したとおり、経過措置等の要否を含め、具体的な適用開始時期については、一部答申後に検討を進めることが適当と考えます。 	<p>無</p>